

～循環経済（サーキュラーエコノミー）をビジネスチャンスにしませんか～

サーキュラーエコノミー 事業化支援

補助金2次募集 のご案内



県内中小企業を含めた複数の企業等が連携して実施する試作品開発等の取組を支援し、その取組に係る経費を補助します。
補助金の採択者である中小企業と連携先をメンバーとする研究会を立ち上げ、サーキュラーエコノミーの推進に資する新たな事業等の創出を伴走支援します。

- 補助額
最大100万円
- 補助率
10/10以内

- 補助対象分野
食品、衣料品、
プラスチック、
金属など

- 補助対象経費
詳細は裏面参照
- 採択予定件数
最大4件程度

- 募集期間
令和7年
8月26日（火）
17:00まで

- 採択結果公表
令和7年
9月上旬（予定）

- 事業実施期間
交付決定日～
令和8年
2月28日（土）

※詳細はホームページにてご確認ください。

〔お問い合わせ〕



サーキュラーエコノミー
推進センター埼玉

（公益財団法人埼玉県産業振興公社 循環経済支援グループ）
さいたま市中央区上落合2-3-2 新都心ビジネス交流プラザ3F
TEL 048-711-9906 Mail junkan@saitama-j.or.jp

補助対象経費一覧表

補助対象経費		
区分	科目	内容
事業経費	原材料費	補助事業の実施に直接使用し消費される原材料、消耗品の購入に要する経費
	外注費	補助事業の実施に必要な設計、製造、分析、検査、調査等の外注に必要な費用
	委託費	自社内で不可能な事業の一部について、外部の事業者等に委託する場合に要する経費
	技術指導費	補助事業を行うに当たって、外部（専門家等）から技術指導を受ける場合に要する経費
	賃借料	補助事業に必要な会議費・付属設備等、機械装置・工具・器具・備品・構築物等の賃借（リース）等に要する経費
	運搬費	資材等を運搬するための経費
	販路開拓費	開発した製品等の販路開拓に要する経費
	その他経費	上記以外で、公社理事長が特に必要と認める経費
固定資産	機械装置・工具器具備品	補助事業に必要な機械装置・工具・器具・備品等の購入、製造、改良、据付けに要する経費
	構築物	補助事業に必要な構築物の購入、建造、改良に要する経費
	ソフトウェア	補助事業に必要なソフトウェアの購入に要する経費
	産業財産権	開発した製品等の特許・実用新案等の出願に要する経費、特許・実用新案等を他の事業者から譲渡、実施許諾を受けた場合の経費

※詳細はホームページにてご確認ください。
<https://www.saitama-j.or.jp/shikin/r7ce-2/>



〔お問い合わせ〕

サーキュラーエコノミー推進センター埼玉

（公益財団法人 埼玉県産業振興公社 循環経済支援グループ）

さいたま市中央区上落合2-3-2 新都心ビジネス交流プラザ3F

TEL **048-711-9906**

Mail junkan@saitama-j.or.jp